

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年（2026年）2月20日

札幌市長 秋元克広

1 定期検査対象区域

中央区、南区、西区、手稲区

2 検査対象者

計量法第19条第1項の規定に該当する事業者

3 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和8年12月28日までの札幌市長が指定する期間

5 実施の場所

札幌市長が指定する場所

6 定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人北海道計量協会